



平成 19 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 ダイトーエムイー株式会社
代表者名 代表取締役社長 窪内泰之
(JASDAQ・コード 9923)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理管掌
兼 経営企画本部長 柴地隆明
(電話 052-761-7177)

**第三者割当により発行される新株式および新株予約権の募集ならび
に主要株主の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において、第三者割当により新株式及び第 3 回・第 4 回新株予約権の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

発行要領

．株式発行に係る募集

- | | | |
|------|------------------------------------|--|
| (1) | 発行新株式数 | 2,450,000 株 |
| (2) | 発行価額 | 1 株につき 343 円 |
| (3) | 発行価額の総額 | 840,350,000 円 |
| (4) | 資本組入額 | 1 株につき 171 円 50 銭 |
| (5) | 募集又は割当方法 | 第三者割当 |
| (6) | 申込期日 | 平成 19 年 11 月 19 日 |
| (7) | 払込期日 | 平成 19 年 11 月 19 日 |
| (8) | 新株券交付日 | 平成 19 年 11 月 19 日 |
| (9) | 割当先及び割当株式数 | インキュベート・パートナーズ 1 号投資事業有限責任組合
2,450,000 株 |
| (10) | 新株券交付日 | 平成 19 年 11 月 19 日 |
| (11) | 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 | 割当先は、当該新株式を長期で保有する予定であり、新株式発行日（平成 19 年 11 月 19 日）から 4 年間以内は、原則として当社の事前の書面承諾なく無断で譲渡を行わない旨合意済みであり、その旨の契約書を締結する予定であります。また、割当先との間において、割当て新株式効力発生日（平成 19 年 11 月 19 日）より 2 年間において当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合は、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告するとの内諾を受けております。 |
| (12) | 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

．新株予約権発行に係る募集

- (1) 第 3 回新株予約権

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 本新株予約権の名称 | ダイトーエムイー株式会社第3回新株予約権 |
| 2. 本新株予約権の総数 | 1,000 個 |
| 3. 各本新株予約権の払込金額 | 本新株予約権 1 個当たり 11,000 円 |
| 4. 本新株予約権の払込金額の総額 | 11,000,000 円 |
| 5. 本新株予約権の割当日 | 平成 19 年 11 月 19 日 |
| 6. 本新株予約権の払込期日 | 平成 19 年 11 月 19 日 |
| 7. 募 集 の 方 法 | 第三者割当の方法により、インキュベート・パートナーズ 1 号投資事業有限責任組合に割り当てる。(1,000 個) |

8. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は、400,000 円を第 9 項記載の行使価額（ただし、第 11 項によって調整された場合は調整後の行使価額）で除して得られる最大整数（算出された当該最大整数を以下「交付株式数」という。）とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき 1 株あたりの額（以下「行使価額」という。）は、当初 400 円とする。なお、行使価額は第 11 項によって調整されることがある。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整後行使価額}$$

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、

調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(4)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権者は、平成19年11月20日から平成23年11月18日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)ができる。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

15. 本新株予約権の行使請求および払込の方法

(1)本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書(以下「新株予約権行使請求書」という。)に行使しようとする本新株予約権を表示し、本新株予約権の内容および数ならびにこれを行使する年月日等を記載して、これに記名捺印のうえ、行使期間中に第19項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

(2)本新株予約権を行使しようとするときは、新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて払込取扱場所の当社の定める口座に振り込むものとする。

16. 本新株予約権行使の効力発生時期等

(1)本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

(2)当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

18. 剰余金の配当

生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、また、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権者は、平成19年11月20日から平成23年11月18日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)ができる。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

15. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使請求および払込の方法

(1)本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書（以下「新株予約権行使請求書」という。）に行使しようとする本新株予約権を表示し、本新株予約権の内容および数ならびにこれを行使する年月日等を記載して、これに記名捺印のうえ、行使期間中に第20項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。

(2)本新株予約権を行使しようとするときは、新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて払込取扱場所の当社の定める口座に振り込むものとする。

17. 本新株予約権行使の効力発生時期等

(1)本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

(2)当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

18. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

19. 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

20. 本新株予約権の行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

21. 法令の改正に伴う取扱い

会社法、金融商品取引法その他の法令の新設または改廃により、本要項において引用する各法令、条項数またはその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、本要項の定めに従って、または、当該新設もしくは改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以上

1. 第三者割当により発行される新株式および新株予約権の募集の目的

(1) 募集の目的

当社は、平成18年5月26日付け発表した「上場企業を対象とした経営支援ファンドとの資本提携を通じた新経営体制の構築」の通り、創業家一族の引退に伴う事業承継を行うに当たり、平成18年6月13日に第1回転換社債型新株予約権付社債を発行して資金を調達し、平成18年11月14日付発表の中期経営計画「NEXT50プラン」に基づき、企業改革を推進しております。

「NEXT50プラン」とは、当社が「電気・電子部品/卸売商社」から「モノづくり産業における川上から川下までのトータルソリューション企業」へと、当社の事業ドメインを再定義し、経営の方向性を転換する計画であり、計画達成の最終年度として平成23年度を予定しております。

一方、当社が事業承継と企業改革の取組みを行うに当たり、経営支援を受けることを前提として、株式会社インキュベート・パートナーズが、上場企業に対する経営支援を目的として運営する、インキュベート・パートナーズ1号投資事業有限責任組合（以下、「IP1号」）に対して、「ダイトーエムイー第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」を平成18年6月13日付けにて

発行しておりますが、その償還期日は平成 21 年 6 月 12 日であります。

本新株予約権付社債は、発行時点におきましては、当社株式の流動性や資金調達額を総合的に勘案し、転換社債型新株予約権付社債を採用致しましたが、現在の行使率は 0% であり、かつ株価が低迷している現在の状況では、株価上昇による権利行使が行われる可能性が高いとは言える状況にありません。従って、償還期日である平成 21 年 6 月 12 日までに当社株価が上昇せず、権利行使が行われなかった場合は、社債権者に対して社債の償還を行う必要があり、当社の資金繰り上、大きな影響を与える可能性があります。また、中期経営計画実現の為に、現事業の再構築に関する資金、また当社が今後行っていく新規事業・M & A に関する資金等、所要の資金が必要となることを見込まれていることを勘案すると、当社として資金繰りの観点および自己資本充実の観点で財務上の安全性を確保することが不可欠でありました。

それらを踏まえ、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債権者である I P 1 号との検討・交渉の結果、この度 I P 1 号が当社株式を原則として長期保有することを決定したことに伴い、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債を全額償還し、新たに I P 1 号を割当先とする第三者割当による新株式発行を行うことを決定いたしました。これにより、将来の償還リスクを回避し、中期経営計画実現に必要な自己資本の増強を行うことが可能となります。また、将来の当社の機動的な資金調達を勘案し、I P 1 号を割当先として第 3 回新株予約権を発行し、合わせて、株主と役職員のベクトルを合わせ企業価値向上に邁進することを目的として、役職員を割当先とする第 4 回新株予約権を発行することも決議致しました。(転換社債型新株予約権付社債償還の詳細につきましては、本日発表の「転換社債型新株予約権付社債の繰上償還に関するお知らせ」をご確認ください。)

上記施策により、当社は中・長期的な事業基盤ならびに財務の安定性を確保することが可能となり、かつ将来の機動的な資金調達を行うことが可能となるとともに、株主の皆様と役職員のベクトルを合わせることが可能となることとなり、当社にとって現時点における最良の選択であるものと判断しております。

(2) 第三者割当により発行される新株式および新株予約権を選択することとした理由

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下のような点を総合的に勘案し、本新株式発行および新株予約権の発行の組み合わせによる資金調達が現時点における最良の選択肢であると判断致しました。

現在の資本構成よりも中・長期的に財務の安定性が確保できること。

株価動向により、希薄化株数が変動しないこと。

当社の株価上昇時において、資金調達が可能となり、将来の資金需要に充当できること。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は第 3 回および第 4 回合計で 1,123,000 株であり、行使価格には調整条項が付されておりますが、修正条項は付されていないため、基本的には固定されていること。

2. 調達する資金の額および使途

(1) 調達する資金の額

・新株式発行に係る調達資金	840,350,000 円
・新株予約権(第 3 回)に係る調達資金	411,000,000 円
・新株予約権(第 4 回)に係る調達資金	50,553,000 円
・発行諸費用	3,000,000 円
(新株式: 2,000,000 円、新株予約権 1,000,000 円)	
・差引手取概算額	1,298,903,000 円
(新株式: 838,350,000 円、新株予約権 460,553,000 円)	

(注) 上記差引手取概算額は、新株式の払込金額の総額ならびに新株予約権の払込金額の総額および新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、新株式および新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、新株予約権の行使価額が調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記第(1)記載の差引手取概算 1,298,903,000 円については、「NEXT50 プラン」に基づき、既存三事業の内、産業用組込み PC 事業および FA エンジニアリング事業の事業再構築と業容拡大資金として、今後開始する予定である新規事業資金および当社の経営戦略上必要となる M&A 資金に充当する予定であります。新規事業及び M & A につきましては、現時点では主として「モノづくり」関連企業を対象企業分野として想定しております。当社は電子・電気部品卸売事業・産業用組込み PC 事業および FA エンジニアリング事業、主要三事業を営んでおりますが、将来の主要事業に育つ事業が社内には存在しない状況に合わせ、従業員数が 100 名前後と規模は小さく、今後の大きな成長を達成するためには、新規事業や M & A が不可欠であると認識しております。新規事業および M & A に関する規模や詳細につきましては、現時点では未定であります。確定し次第速やかに発表致します。具体的な金額の内訳は確定しておりませんが、に 2 億円程度、10 億円程度を想定しております。また、新株予約権については、行使が新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による財産の出資およびその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、具体的な金額および用途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて決定いたしますので、決定次第お知らせしてまいります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

- (2) で記述した に係る調達資金：平成 19 年 12 月から平成 21 年 12 月まで
- (2) で記述した に係る調達資金：平成 19 年 12 月から平成 22 年 12 月まで

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

上記(2)記載のとおり、既存事業三事業の内、主要二事業である産業用組込み PC 事業および FA エンジニアリング事業の事業再構築と業容拡大と、新規事業の立上げおよび戦略的な M&A は、当社事業の拡大及び収益性向上に寄与するものと考えており、新規事業及び M & A に関して、具体的に決定しているものはないため、現時点では 1 株あたり利益の増加額を明示することは出来ないものの、近い将来において、この度のファイナンスにより発生する株式希薄化(このたびのファイナンスによる潜在株式の率 17.5%)を上回る 1 株あたり利益の向上が図れることが見込まれ、合理的であると考えております。

3. 最近 3 年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

事業年度の末日	平成 17 年 4 月期	平成 18 年 4 月期	平成 19 年 4 月期
売上高	7,986,245 千円	8,301,812 千円	8,659,049 千円
営業利益	196,437 千円	54,242 千円	139,227 千円
経常利益	151,684 千円	94,244 千円	159,895 千円
当期純利益	158,199 千円	89,448 千円	172,052 千円
1 株あたり当期純利益(円)	44.97	25.42	48.18
1 株あたり配当金(円)	10.0	10.0	10.0
1 株あたり純資産額(円)	500.22	528.91	554.38

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,947,698 株	100%
現時点の転換価格(行使価格)における潜在株式数	3,044,980 株	77.1%
下限値の転換価格(行使価格)における潜在株式数	-	-
下限値の転換価格(行使価格)における潜在株式数	-	-

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式

発行期日	平成 19 年 11 月 19 日
調達資金の額	840,350,000 円

募集時点における発行済株式数	3,947,698 株
当該増資による発行株式数	2,450,000 株
募集後における発行済株式数	6,397,698 株
割当先	インキュベート・パートナーズ1号投資事業有限責任組合

第三者割当による第3回新株予約権

発行期日	平成19年11月19日
調達資金の額	11,000,000 円 (発行時調達総額) 400,000,000 円 (権利行使後調達総額)
募集時点における発行済株式数	3,947,698 株
募集時における潜在株式数	618,000 株
割当先	インキュベート・パートナーズ1号投資事業有限責任組合

第三者割当による第4回新株予約権

発行期日	平成19年11月19日
調達資金の額	1,353,000 円 (発行時調達総額) 49,200,000 円 (権利行使後調達総額)
募集時点における発行済株式数	3,947,698 株
募集時における潜在株式数	618,000 株
割当先	当社 役員および執行役員 11名

(4) 最近のエクイティ・ファイナンスの状況

ダイトーエムイー株式会社第1回新株予約権発行

新株予約権の数(個)	234
発行日	平成18年6月13日
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の行使時の払込金額(円)	408
行使率	0%

ダイトーエムイー株式会社第1回転換社債型新株予約権付社債発行

新株予約権付社債の残高(千円)	1,000,000
新株予約権の数(個)	10
発行日	平成18年6月13日
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額(円)	408
行使率	0%

注) 本第1回転換社債型新株予約権は、本日付の当社取締役会において、平成19年11月14日付で繰上償還を行う旨の決議を行いました。

第三者割当増資

発行期日	平成19年3月22日
調達資金の額	186,000,000 円
募集時点における発行済株式数	3,547,698 株
当該増資による発行株式数	400,000 株
募集後における発行済株式数	3,947,698 株
割当先	株式会社プロデュース
当初の資金使途	M&A・事業提携資金
支出予定時期	平成22年12月まで
現時点における充当状況	-

(5) 最近の株価の状況

平成17年4月期末 (平成17年4月30日終値)	465 円
-----------------------------	-------

平成 18 年 4 月期末 (平成 18 年 4 月 30 日終値)	412 円
平成 19 年 4 月期末 (平成 19 年 4 月 30 日終値)	460 円
直近 3 か月の終値の平均 (平成 19 年 7 月 31 日～平成 19 年 10 月 30 日)	348 円

4. 募集後の大株主および持株比率

募集前 (平成 19 年 4 月 30 日現在)		募集後	
インキュベート・パートナーズ 1号投資事業有限責任組合	28.5%	インキュベート・パートナーズ 1号投資事業有限責任組合	55.9%
株式会社プロデュース	10.1%	株式会社プロデュース	6.3%
株式会社三菱東京UFJ銀行	4.1%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.5%
日本証券金融株式会社	4.0%	日本証券金融株式会社	2.5%
ダイトーエムイー従業員持株会	2.6%	ダイトーエムイー従業員持株会	1.6%
竹田 和平	2.0%	竹田 和平	1.2%
朝日火災海上保険株式会社	1.8%	朝日火災海上保険株式会社	1.1%
瀬端 文雄	1.5%	瀬端 文雄	0.9%
古河電気工業株式会社	1.3%	古河電気工業株式会社	0.8%
櫛田 章博	1.0%	櫛田 章博	0.6%

5. 業績への影響の見通し

本増資による直近の業績に与える影響は軽微ではありますが、長期的には当社の業績にとって必ずプラスなるものと考えております。今後、当社業績に重要な影響を与えることが判明した場合は、速やかに開示いたします。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

新株式につきましては、直近二ヶ月間(平成 19 年 8 月 31 日から平成 19 年 10 月 30 日)間に株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格の平均値(329 円 80 銭)及び直前普通取引の最終価格である平成 19 年 10 月 29 日終値(381 円)を参考として 343 円(二ヶ月平均に対して 4.0%アップ、直前終値に対して 10.0%ディスカウント)が合理的であると判断しました。

二ヶ月平均を採用した理由は、株式市場環境、当社の出来高、株価変動率等を一定期間反映させるためであり、また直前普通取引の最終価格も合わせて勘案することで平成 19 年 10 月 23 日発表の中間決算上方修正の影響もより加味することができるため、上記のとおり決定いたしました。またアップ率、ディスカウント率については、当社の発行済株式数、今回の第三者割当により発行される株式数、株式市場環境、当社の出来高、株価変動率等を総合的に考慮し決定いたしました。

第 3 回・第 4 回新株予約権につきましては、第 3 回新株予約権の発行要項および割当先である IP1 号投資事業有限責任組合、および第 4 回新株予約権の発行要項および割当先である役員との間で締結する各引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズモデルを基礎として算定した結果を踏まえ、本新株予約権 1 個の払込金額を金 11,000 円としました。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本発行決議前の当社株式総数 3,947,698 株に対し、今回の新株式発行数は 2,450,000 株となるものの、本日決議した「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債」の線上償還に伴い、潜在株式数が 2,450,000 株と同数分減少すること、新株予約権の発行により、新株式発行後の発行済株式総数に対する潜在株式数は 27.9%となるものの、今回発行する新株予約権の行使期間は 4 年間であり、短期的に市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的であること。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

第3回新株予約権の割当先

平成19年10月31日現在

ファンドの名称	インキュベート・パートナーズ1号投資事業有限責任組合	
設立根拠法	上場企業を対象とした経営支援ファンドの運営	
ファンドの所在地	東京都港区北青山3丁目6番7号	
業務執行組合員の名称	無限責任組合 株式会社インキュベート・パートナーズ	
業務執行組合員の所在地	東京都港区北青山3丁目6番7号	
出資金の総額	1,700,000,000円	
当社との関係等	資本関係	割当先が保有している当社の株式数 1,125,000株
	取引関係	新株予約権付社債の発行
	人的関係	-
	関連当事者への該当状況	-

第4回新株予約権の割当先

平成19年10月31日現在

割当予定先の氏名又は名称		窪内 泰之	
割当新株予約権の数		13個	
払込金額		143,000円	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	普通株式 株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 37,377株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		当社取締役

割当予定先の氏名又は名称		相馬 行雄	
割当新株予約権の数		13個	
払込金額		143,000円	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	普通株式 株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 5,000株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		当社取締役

割当予定先の氏名又は名称		柴地 隆明	
割当新株予約権の数		13個	
払込金額		143,000円	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	普通株式 株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		当社取締役

割当予定先の氏名又は名称		鈴木 広美	
割当新株予約権の数		13個	
払込金額		143,000円	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	普通株式 株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 1,000株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		当社取締役

割当予定先の氏名又は名称			日比野 猛
割当新株予約権の数			13個
払込金額			143,000円
当社との 関係	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	普通株式 株
		割当予定先が保有してい る当社の株式の数	普通株式 8,000 株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		当社取締役

割当予定先の氏名又は名称			長田 真人
割当新株予約権の数			13個
払込金額			143,000円
当社との 関係	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	普通株式 株
		割当予定先が保有してい る当社の株式の数	普通株式 株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		当社顧問

割当予定先の氏名又は名称			奥村 研二
割当新株予約権の数			13個
払込金額			143,000円
当社との 関係	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	普通株式 株
		割当予定先が保有してい る当社の株式の数	普通株式 株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		当社執行役員

割当予定先の氏名又は名称			野田 龍二
割当新株予約権の数			8 個
払込金額			88,000 円
当社	出資との 関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	普通株式 株
		割当予定先が保有してい る当社の株式の数	普通株式 2,000 株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		当社執行役員

割当予定先の氏名又は名称			佐藤 浩人
割当新株予約権の数			8 個
払込金額			88,000 円
当社との 関係	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	普通株式 株
		割当予定先が保有してい る当社の株式の数	普通株式 株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		当社執行役員

割当予定先の氏名又は名称			柴田 昇
割当新株予約権の数			8 個
払込金額			88,000 円

当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	普通株式 株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 1,000 株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		当社執行役員

割当予定先の氏名又は名称		島田 尚毅	
割当新株予約権の数		8 個	
払込金額		88,000 円	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	普通株式 株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 2,000 株
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		当社執行役員

(2) 割当先を選定した理由

I P 1号は、上場企業を対象とした経営支援ファンドであり、当社は事業承継とそれに伴う企業改革を行うにあたり、昨年6月より支援を受けております。当社の中期経営計画「NEXT50プラン」を推進するにあたり、今後もI P 1号の協力が必要であり、当社の企業価値向上に必要なパートナーと認識しております。また既存株主の利益に十分配慮し、長期保有の方針の表明があったこと等を総合的に勘案して、割当先として決定いたしました。

第4回新株予約権の割当先である役員および執行役員は、当社の企業改革を行うにあたり、それぞれが中心的な役割を果たすことは明らかであり、役員および執行役員の士気の向上に繋がることにより、今後も当社業績向上に資するものでありますことから、割当先として決定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

I P 1号は、当該新株式を長期で保有する予定であり、新株式発行日(平成19年11月19日)から4年間以内は継続保有目的として、原則として当社の事前の書面承諾なく無断で譲渡を行わない旨合意済みであり、その旨の契約書を締結する予定であります。合わせて、割当先との間において、割当て新株式効力発生日(平成19年11月19日)より2年間において当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合は、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告するとの内諾を受けております。

また、第3回新株予約権について、I P 1号との間で継続保有および預託に関する取決めはありませんが、可能な限り市場に配慮し、本新株予約権の行使の結果、交付を受けることとなる当社株式とともに、保有・売却等に努める予定です。

第4回新株予約権の割当先である役員および執行役員は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく、本新株予約権を譲渡することはできません。また本新株予約権の行使の結果、交付を受けることとなる当社株式については、可能な限り市場に配慮した保有・売却に努める予定です。

8. 主要株主の異動(予定)

本件第三者割当による新株式の発行に伴い、以下のとおり、当社の主要株主に異動が発生する予定です。

(1) 主要株主に該当しないこととなった株主

名称	株式会社プロデュース
本店所在地	新潟県長岡市城岡三丁目2番10号
代表者	佐藤 英児
主な事業内容	電子部品製造装置・検査装置の製造

(2) 異動予定年月日
平成 19 年 11 月 19 日

(3) 上記株主の所有株式数（議決権の数）および総株主の議決権の数に対する割合

	所有株式数 (議決権の数)	総株主の議決権の数に対する 割合	大株主順位
異動前	400,000 株 (400 個)	10.1%	第 2 位
異動後(平成 19 年 11 月 19 日)	400,000 株 (400 個)	6.3%	第 2 位

* 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 15,698 株
平成 19 年 11 月 19 日現在の発行済株式数 6,397,698 株
資本金の額 1,474,083,854 円

以 上

本件に関するお問い合わせ ダイソーエムイー株式会社 経営企画本部 052-761-7177